

## ■議案第63号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

---

### 【要旨】

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日に公布され、原則として平成28年1月1日から施行されることに伴い、関係する四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

### 【政令等改正の趣旨】

平成25年3月30日に公布された「地方税法の一部を改正する法律」の施行に伴い、法律で委任された細目について改正が行われました。

内容については、平成25年度より所得割の算定方式が旧ただし書き方式に一本化されたことによる規定の整備を行ったものです。

また、金融所得課税の一体化を推進するため、金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算範囲の拡大など金融所得課税の見直しに伴う規定の改正が行われました。

### 【条例改正の内容】(平成29年1月1日施行)

#### ① (条例附則第6項関係)

「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことによる規定の改正

#### ② (条例附則第9項関係)

「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けたことに伴い、一般株式等に係る譲渡所得等に係る規定を記載した。

#### ③ (条例附則第10項関係)

「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に分けたことに伴い、上場株式等に係る譲渡所得等に係る規定を記載した。

#### ④ (条例附則第13・15・16・17項関係)

第23条の読み替え規定を追加

#### ⑤ (旧条例附則第11・12・14・19項関係)

単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削除

### 【住民に対する影響等】

本町では、所得割の算定方式は旧ただし書き方式のため特に変わりはない。

金融所得課税に関する改正については、税条例説明資料と同じ。